

議案第47号	三田市高平ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
コミュニティ課	平成23年度から高平ふるさと交流センターに指定管理者制度を導入しようとするに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
【改正趣旨】	平成23年度から高平ふるさと交流センターに※指定管理者制度を導入しようとするに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
【関係法令】	地方自治法第225条（使用料） 地方自治法第228条第1項（分担金等に関する規制及び罰則） 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）
【改正内容】	●指定管理者制度導入による所要の規定整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者制度の導入</li> <li>・ 指定管理者が行う業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 利用の許可に関する業務</li> <li>(イ) 利用料金の徴収に関する業務</li> <li>(ウ) 施設その他の附属設備の維持管理に関する業務</li> <li>(エ) その他市長が必要と認める業務</li> </ul> </li> </ul>
【施行期日】	平成23年4月1日
【その他】	当該条例の一部改正に伴い、当該条例の施行規則についても所要の改正措置を講じる予定
【特記事項】	●指定管理の期間、公募・指定の手続き等→協議中
【今後の予定】	●6月議会議決後⇒⇒⇒⇒⇒選定委員会を開催し、10月上旬には決定予定 ●指定議決、債務負担行為設定⇒12月議会

**【※指定管理者制度とは】**

- ◇ 「指定管理者制度」は、平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」が改正されたことによって、新たに創設された制度です。
- ◇ これまでの管理委託制度のもとでは、地方自治体が公の施設の管理を委託できるのは、改正前の地方自治法により、公共団体（市町村や土地改良区など）、公共的団体（生協、農協、自治会など）及び自治体が出資する第三セクターなどに限定されていました。
- ◇ また、管理受託者は、委託契約に基づき具体的な管理の事務や業務を執行することができますが、管理の権限と責任は引き続き設置者である地方公共団体が有するものであり、施設の使用許可など処分に該当する業務は委託できないこととされていました。
- ◇ 一方、指定管理者制度のもとでは、地方自治体が指定した「指定管理者」に、使用許可を含む施設の管理を行わせることができます（ただし、使用料の強制徴収や不服申立に対する決定など、法令上、地方公共団体あるいは長に専属的に付与された行政処分は行えません）。
- ◇ 従前の管理委託制度とは異なり、地方公共団体は管理権限の行使自体を自ら行いませんが、指定管理者の管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合には指定の取消等を行うことができる制度です。
- ◇ また、指定管理者の範囲については法律上特段の制約がないことから、民間企業やNPOなどを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことも可能となります。